

開会 令和4年11月30日

閉会 令和4年11月30日

足利市教育委員会定例会

足利市教育委員会

令和4年第16回足利市教育委員会定例会会議録

足利市教育委員会教育長 須藤 秀幸は、令和4年11月30日、令和4年第16回足利市教育委員会定例会を足利市役所に招集した。

- 1 出席委員は、次のとおりである。(5名)

教育長

須藤 秀幸

教育委員

笠原 健一	木村 知巳
松村 由紀	野口 直美

- 1 会議事件の説明に出席したのは、次のとおりである。

教育次長	岡田 和之	教育総務課長	石井 邦弘
生涯学習課長	齋藤 由美	市立図書館長	茂木 成一
学校管理課長	倉上 豊治	学校給食課長	清水 信博
文化課長	松葉 範幸	史跡足利学校事務所長	立野 公克
市民スポーツ課長	八代 浩守	国体推進課長	植木 勲
学校教育課長	岡部 陽一		

- 1 本委員会の書記は、次のとおりである。

亀山 泰昭

本日の会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 報告事項について

(教育総務課、生涯学習課)

日程第3 議案第34号

足利市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の改正について

日程第4 議案第35号

足利市小中学校文書取扱規程の改正について

日程第5 議案第36号

史跡足利学校庠主の委嘱について

開 会 午後1時29分

須藤教育長

ただいまから、第16回足利市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

木村委員 野口委員

以上のとおり、指名することについて異議なく了承される。

須藤教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい案件があります。

日程第2の報告事項のうち、資料No.2「足利市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査結果について」は、公表前の案件です。また、日程第5の議案第36号「史跡足利学校庠主の委嘱について」は、人事案件ですので、非公開として行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上のとおり、非公開で行うことについて、異議なく承認される。

日程第2 報告事項について

須藤教育長

日程第2「報告事項について」、これを議題といたします。説明は、簡潔明瞭にお願いいたします。

(生涯学習課長から説明)

須藤教育長

ただいまの報告について、ご質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

【「にんげん学入門」の開設について

資料No.1】

(質疑なし)

日程第3 議案第34号

足利市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の改正について

須藤教育長

日程第3「議案第34号 足利市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長から説明)

笠原委員

この規程改正にどうこうというわけではなく、せっかくの機会ですので、正式な文書の書き方というか、お役所の、公務員さんの書き方だと思いますけれども、教えていただきたいと思います。

議案34号資料2の1ページ、別表第2条関係で、週休日、一番上の特別の形態以外の方は、週休日は日曜日及び土曜日。それから市立図書館は4週間につき8日。市立美術館も4週間につき8日。あるいは、史跡足利学校事務所も4週間につき8日と書いてありますが、週休日という書き方だからこうなのかもしれません。いわゆる、年末年始の休みとか、あるいは祝日とかの定義はここにはありません。ですから、我々民間からすると、この書き方だとちょっと足りないかなと思ってしまいますが、これはこれでこういうものが、ちょっと失礼な言い方になりますが、お役所の方の表現は正しいということでしょうか。

教育次長

職員の勤務時間等に関する規定については、国家公務員法に準拠しております人事院規則の方に則しています。週休日の考え方については、国も地方も同じですが、日曜日・土曜日は勤務を要しない日という考え方と、今話がありました年末年始ですとか、祝日については、給与の支給対象になっている日であります。日曜日・土曜日は給与の支給対象になっていない。祝日は給与の支給対象になっておりますが、法律では勤務する必要がないという、複雑な国家公務員の決めに準用しているため、このような扱いで正しいという形になっております。

笠原委員

勉強になりました。

木村委員

内容からは反れてしまうかもしれませんが、1週間の勤務時間38時間45分となっていますが、実際にこの勤務時間内で働いている先生というのは、非常に少ないと思っています。まず、その勤務状況をやはり改善をしていかないと、先生たち

の教育の質は上がっていかないのかなと思っています。

そういったところで、いろいろな子どもに対するアンケートですとか、諸アンケートをしているかと思いますが、先生方に対するアンケートを、もし取れるのであれば、あってもいいのかなと思っています。例えば、経費処理やいろいろな出張処理であったり、非常に多忙の中、いろいろな無駄が多いのかなと思っています。そういったところをデジタル化したりすることで、先生の労務環境をなるべく整えてもらえればと思いました。1つの意見として、言わせていただきました。

学校教育課長

教職員の勤務状況につきましては、定時に帰るということはなかなか難しい状況であるのは、ご指摘のとおりです。学校教育課といたしましては、各先生方の毎月の勤務時間に関しましては、学校で集約をし、こちらの方で各先生方の勤務状況は把握しているところです。

実際の先生方の勤務をより効率化していくために、このデータを活用するとともに、また、校長先生や教頭先生、教務主任の、それぞれの会の中で、アンケートや意見集約をしております。その情報についてもこちらの方に届きますので、それらのデータを活かしながら、対応に努めて参りたいと思っております。

須藤教育長

議案第34号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発言あり)

ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第35号

足利市立小中学校文書取扱規程の一部の改正について

須藤教育長

日程第4「議案第35号足利市立小中学校文書取扱規程の一部の改正について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(学校教育課長から説明)

野口委員

議案第35号資料1、新旧対照表の「現行」と「改正案」について、3ページ、「指導」の中の「3生活指導」で、「2いじめ・不登校対策」の保存年限を5年に

区切った理由についてお聞きしたいと思います。膨大な資料があるから5年になったのか、その辺もちょっと知りたいなと思います。やはりここは、非常に大切な内容が問題として含まれているところだと思うので、果たして5年で切っているのかなと思います、質問させていただきました。

学校教育課長

この文書につきましては、県などから送られてくる文書等について綴っているものです。いじめ等の文書は、その子が学校を卒業するまで、アンケート等を保管することになっておりますので、鍵のかかる別の安全なところで保管をしております。

松村委員

文書の取扱いについてはデジタル化していき、業務の負担が少なくなるという意味で、とても整理されてよかったと思います。様々な立場の方での協議の結果と聞いておりますし、10月31日に承認いただいたということをお聞きしましたが、学校での様々な職員の現場目線で、想像もあり、自分の過去のいろいろな思いもあり、見せていただいたときに感じたことを、すでに承認されていることではあります。もし余裕があれば、もう1回考えていただけたらという点が何点かあります。

それから、質問が1つあります。質問を先にさせていただきます。議案の3ページ、「人事サービス」の25、26、「市職員関係」と「市費指導員関係」というのがあります。それから「給与旅費」の一番下に、15番「会計年度任用職員」というのがあります。みんな市費の職員だと思いましたが、その分け方について教えていただければと思います。

学校教育課長

定年制度の延長等に伴いまして、60歳を過ぎましても、再任用という形で様々な勤めいただいております。そのうち、県から給与が支給される方々が24番「再任用関係」となります。「市職員関係」は、市で雇っております事務の方々となります。「会計年度任用職員」については、県で雇っている方の中には会計年度任用職員として任用される方もおりまして、事務上、分けていく必要があるため、実際に事務をする先生方がこの方が有難いということで、このようになったものでございます。

松村委員

分類が「人事サービス」と「給与旅費」となっているので、そこでの事務取扱上の違いによって分けたということですね。ありがとうございます。

自分でちょっと感じたまま、あといくつか言わせていただきます。1ページの「組織運営」の中で、前のものと比べると「小中連携」とか、「地域連携」というのが入り込んでいて、そこに重点化しているということがわかりますが、小学校であれ

ば、幼稚園・保育所等との連携。中学校であれば高校との連携なども、もちろんやっている。そこを項立てする必要があるかどうかは、また別ではありますが、あるといいなと私は感じました。

それから、5ページ。2の「教科外」の一番下に、「教育支援委員会」があります。9番です。教科外というのは、その上にあるような1から8までの内容で、先生方の指導の面での分け方で、「教育支援委員会」というのは、また、違った意味があると思っています。下の段の「生活指導」の中の、先程、野口委員さんからご指摘があったような「いじめ・不登校対策」とか、「児童生徒指導」、「教育相談」とあるような分野に近い相談をする場が特別支援委員会ではないのかなと思っています。そちらの分類に入れていただいた方が、教育相談としてくくっていただく方が、現場の先生方も、例えば、Aという子がいて、教育支援委員会でも相談をし、いろいろな指導を吟味し、児童指導でもいろいろ同じような名前が出てきてとか、その子が不登校になったり、いじめをしたり、いじめを受けたりとか、いろんなことで相談する場として、くくっていただくことも一つの考えではないかなと思います。大きな項目が「生活指導」となっていますが、その4・5・6については、やはり同じように児童のことを考えて、「生活指導」が適切ではないかと思っています。学校の中で、特に足利市で、一人一人を大事にしていく上での大事な項目だと思いますので、また整理していく必要があるのではないかなと、私は感じました。

もう1点です。全体の中で、通級による指導に関する書類を整理する場が、前もありませんでしたが、改正後もどこに分類したらいいのか。実際に何年か前も、通級による指導の担当の先生が「分類する場所がないから、特別支援学級に入れます」という形で、文書を整理されていたことを思い出します。その点について、現場では大丈夫なのかどうか、気になりましたので、もし、今後、話題にするところがあれば、微調整がもし必要であれば、考えていただければと思います。

学校教育課長

様々なところで、我々の方で検討したところですが、これから微調整ができるかどうかというところは、難しいところですが、今、ご指摘があったところについて、微調整ができるようであれば、変えていきたいと思っております。

須藤教育長

松村委員さんの質問が3つあったかと思いますが、それについての回答をお願いいたします。

学校教育課長

申し訳ございません。最初の質問にまとめて答えてしまいました。

「教科外」の「教育支援委員会」が「生活指導」に分類した方がいいのではないかという質問でした。先生方の仕事において、その子を見取るということで「教育

支援委員会」を「教科外」に分類したところがあります。今後、「教育支援委員会」を「生活指導」の分類の中に入れていくかは検討だと思しますので、先程、全体で回答してしまいましたが、移動できるかどうか、検討していきたいと思します。

次の通級による指導については、文書の分類の中において、特別支援教育関係の中に入れていく形となります。そこから分けることができるかどうか、ご指摘のとおりに検討し、分けられるようであれば、分けていきたいと思します。現在、通級による指導ということで、各学校とも通級による指導が増えております。その中において、「Aの学校に週1回行くのは、なかなか難しい」とか、「実際は、どこの学校にも通級があれば、子どもたちのいろいろなことがわかる」ということも聞いております。通級に関する指導は大切なものだと思っております。その文書を別に分けることができないのであれば、どこに分類すべきか、明確に学校の方に指示していきたいと思します。

小中連携や幼小、中高連携につきましては、実際には小中連携や地域連携の中に入れて考えたところがあります。そのため、幼少や中高という分類はありませんが、6番（小中連携）、8番（地域連携）、そこに分類できない場合は、その教育に関係した情報などで、実際に該当する学年は1年生となると思しますが、ご指摘いただいたところも、各学校で分類がズレてしまうことが問題だと思しますので、どこに分類するかということをお学校に指示できるようにしていきたいと思します。

松村委員

「地域連携」の中の地域の幼稚園・保育所や、高校と連携するという意味合いと、また、一人一人の子供を、どこの幼稚園から入学してくる子どもをどのように受入れるかとか、この卒業生をどうやって、遠い高校であっても送り出して、そのあとどういう支援していくか、そういう細かい一人一人についての連携をしていくかによって、やはり入れるところが違ってくると思します。そういうところは大事に、一人一人を大切に教育をするのが、足利市の教育であると思していますので、そこは明確になるような、意識を持てるような項目であって欲しいと思しています。ただの項立てではなく、そういう項目があるかないかで、やっぱり学校運営に響いてくると思します。無理ではありませんが、意識していただけたら有難いと思します。

笠原委員

私の尋ねは、役所的な表現がこういうものかという確認です。例えば、議案の1ページの資料で、中分類の「0常用」とか、あるいは、「0組織運営庶務」とか。0番スタートというのはどういうことなのか、教えていただければと思します。

続けて言いますと、この1ページで、「A経営」、「0常用」の8、「りしん」と読むのでしょうか。この設備は、どのような設備を対象としているのか教えてください。

それから、これはもう前の旧の規定もそうなので、今更別に今回のことと全く関係ありませんが、「B人事」、「O常用」で、「1退職者履歴書」というのがあります。これは結局、学校保存という形を継続するという事ではないかと思いますが、どうして退職者の履歴書がその学校に保存されるのか。学校教育課とか、あるいは、例えば、叙勲が絡んでくるとだいたい教育総務課なのかもしれませんが、そういうところが一括する方がいいのかどうか、ということを考えることはないのかなと思っています。

学校教育課長

まず1番目、「常用」の0（ゼロ）につきましては、行政管理課と改正についてやり取りする中で、「組織運営」の上に「常用」を作ったときに、0番として設置した方がよいのではないかという指導を受け、0番としたところです。

2番目、「常用」の「理振教育等設備整備台帳」ですが、主に理科教育と数学教育において、学校に設備されているものとなります。理科ですと、様々な実験器具、または装置があり、そういったものがこの項目に分類されています。揃える個数には国の基準がありますので、揃えた数や廃棄した数を記入するものです。規定で、これを算数・数学・理科について、台帳を整えるということになっています。

3番目ですが、退職者の履歴につきましては、県教育委員会により、学校の方に備えておくということに現在なっており、それに従っているという形になります。

須藤教育長

0番は、基本的には庶務となっています。庶務という案件が、おそらく0（ゼロ）の位置付けかと思います。

木村委員

議案7ページの「G連携組織」の「部活動」のところですが、昨今、中学校では、部活が少なくなってきたかと思っています。今後、継承というか、無くなった部活動を復活させるということが、こういった資料等がないとできなくなってしまうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長

部活動につきましても、すべての部活がすべての中学校にあるわけではありませんので、この番号については、特に中学校は常時揃える必要があるか、議論となったところです。この分類表では、番号を付しておかないと、新たにその部活動がない学校が設置できたときに、番号がないということになりますので、今、各学校に設置されている部活動について作りました。各学校にない部活動ですと、例えば、5番（ハンドボール部）、7番（バレーボール部）、9番（水泳部）等が設置されたときに揃えられていくこととなります。この項目にない新たな部活動が設置されたと

きは、22番「その他」というところに番号を増やしていくということにいたしました。基本的には、できる限り活動が減らないようにという願いの下で、現在の部活動について作ったものです。

須藤教育長

先程、松村委員さんからお話がありましたが、一部修正等が利くようであればというところで、既に例規審が終わっておりますので、修正等が可能かどうかを確認させていただいて、また、その結果についてはご報告させていただきたいと思いますので、その対応の方をお願いいたします。

現時点で、議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発言あり)

ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

須藤教育長

ここからは、先の決定のとおり、会議を非公開で進めます。

日程第2 報告事項について

【足利市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査の結果について

資料No.2】

(非公開)

須藤教育長

以上のことにつきましては、報告として承ることにいたします。

日程第5 議案第36号

史跡足利学校庠主の委嘱について

(非公開)

須藤教育長

議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発言あり)

ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

須藤教育長

それでは、これを持ちまして、第16回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時47分